# AND

# Trade Mark

# 特許業務法人 藤本パートナーズ 白井 里央子公弁理士



今年に入り、キッコーマンのしょうゆ瓶やきのこの山(お菓子)の形状が立体商標として登 録されたと聞きましたが、どのような商品の形状が商標法3条2項の適用を受け登録されて いるのでしょうか。また、3条2項の適用を受ける際に提出すべき資料はどのようなものか、 併せて教えてください。

(長野県 S. Y)

## 1. 立体商標の登録性

商品の形状そのもの(その構 成中に他の識別力のある文字や図形を 有さないもの) に係る立体商標の登録 出願は、原則として、単に「商品の形 状を普通に用いられる方法で表示する にすぎない」ものとして、3条1項3 号に該当する旨の拒絶理由が通知さ れます。

しかし、商品の形状に係る立体商標 の出願であっても、使用された結果、 需要者が何人かの業務に係る商品また は役務であることを認識することがで きるもの(出願商標が、何人かの出所 表示として、その商品等の需要者の間 で一地域に限らず全国的に認識されて いるもの)については、3条2項の適 用により、例外的に商標登録を受ける ことができます。

# 2. 立体商標の登録例(3条2項)

①登録第6031041号商標(抜粋)



指定商品:第30類「卓上用容器入り しょうゆ、しょうゆ |

②登録第6031305号商標(抜粋)



指定商品:第30類「チョコレート菓子」 ③登録第5674666号商標(抜粋)





指定商品:第12類「二輪自動車| ④登録第5225619号商標(抜粋)





指定商品:第32類「コーラ飲料」

## 3. 立証証拠

出願商標が3条2項に該当するか否 かは、以下の事実等を総合勘案して判 断されます。

- ①出願商標の構成および態様
- ②商標の使用態様、使用数量(生産数、 販売数等)、使用期間および使用地域
- ③広告宣伝の方法、期間、地域、規模 ④出願人以外の者による出願商標と同

- 一または類似する標章の使用の有無お よび使用状況
- ⑤商品または役務の性質その他の取引 の実情
- ⑥需要者の商標の認識度を調査したア ンケートの結果

また、前記事実の立証証拠として、 例えば下記のものがあります。

- ①商標の実際の使用状況を写した写真 または動画等
- ②取引書類〈注文伝票(発注書)、出 荷伝票、納入伝票(納品書および受領 書)、請求書、領収書または商業帳簿等〉 ③出願人による広告物(新聞、雑誌、 カタログ、ちらし、テレビCM等) お よびその実績が分かる証拠物
- ④出願商標に関する出願人以外の者に よる紹介記事(一般紙、業界紙、雑誌 またはインターネットの記事等)
- ⑤需要者を対象とした出願商標の認識 度調査(アンケート)の結果報告書

### 4. 注意事項

3条2項の該当性に関するアン ケート結果を提出する場合、実施者、 実施方法等作成における公平性および 中立性について十分に考慮する必要が ありますのでご注意ください。